

## 経営セーフティ共済制度改正に係る対応について（案内・依頼文） （中小企業倒産防止共済制度）

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）につきましては、平成30年5月23日に公布された「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」により、今秋（平成30年9月～11月頃）に改正される予定です。つきましては、中小企業倒産防止共済業務に関し、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

制度改正の実施時期（施行日）につきましては、確定いたしましたら改めて文書でご連絡いたします。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承ください。なお、制度改正の内容については、施行前の中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和53年通商産業省令第6号）に基づいてご案内しております。

### 1. 制度改正の内容および事務の変更について

#### （1）共済事由の拡大

「でんさいネット<sup>※1</sup>の取引停止処分」および「災害によるでんさい<sup>※2</sup>の支払不能」が共済事由（取引先事業者の「倒産」）として追加され、制度改正後に取引先事業者によつてこれらの事態が生じた場合、共済金の貸付けが受けられるようになります。

当該事由による共済金貸付けの請求を受けた場合は、同封の「事務取扱要領（追補版）」を基に事務手続きを行ってください。

※1 株式会社全銀電子債権ネットワーク

※2 でんさいネットが記録する電子記録債権

#### （2）契約解除の例外規定の追加

共済契約者が12か月分以上の掛金を滞納した場合には、共済契約が解除されることとなっておりますが、災害等共済契約者の責に帰することができない事由に起因して生じた掛金の滞納については、共済契約が継続できるようになります。当該事項についての事務は、発生しません。

## 2. 制度改正に伴う様式変更

制度改正後も全ての様式が引き続きご使用になれます。旧様式がなくなりましたら、順次新様式をご使用ください。ご請求により中小機構から発送する資料（様式）は、下記のとおり切り替えます。なお、同封の「契約申込書」（様式㊦101）、「事例集」（様式㊦102）、「パンフレット」（様式㊦901）、「制度のしおり」（様式㊦906）は新様式に改訂しております。

### 《発送資料の切替えについて》

- ・ 施行日までに従来の資料請求用紙で請求 : 旧様式
- ・ 施行日までに同封の資料請求用紙<sup>※1</sup>で請求 : 新様式<sup>※2</sup>
- ・ 施行日以降に従来の資料請求用紙で請求 : 新様式<sup>※3</sup>

※1 施行日以降は同封の資料請求用紙はご使用になれません。

※2 「事務取扱要領（追補版）」、「Q&A（差込版）」のみ発送します。

※3 「事務取扱要領」、「Q&A」を追補版、差込版と一緒に発送します。

### 《「共済金貸付請求書」等のその他の様式》

「共済金貸付請求書」（様式㊦301）等のその他の様式は改訂していません（元号対応にあわせて改訂予定）ので、現行様式を引き続きご使用ください。

## お問い合わせ先

中小機構のホームページでは、「手続き一覧」でお手続きをご紹介しています。「様式一覧」にて様式を入手することもできますので、ご利用ください。

経営セーフティ

検索 

050-5541-7171（共済相談室）

【受付時間】 平日：午前9時～午後6時